

人権

男女共同参画について 第3回

「住民的広がりをもった広報・啓発の推進について」

本町では、これまで、男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発を行ってきましたが、依然として、固定的な性別役割分業意識などの社会的性別（ジェンダー）に基づく意識や価値観が根強く存在しており、男女間の格差や不平等感をもたらしています。住民意識調査の結果においても、家庭・働く場・地域における男女の地位については、4人に1人が不平等感を持っています。

そのため、固定的な性別役割分業意識を解消し、多様な男女のあり方を認め合う意識づくりに向けて、社会的性別（ジェンダー）の視点の定着と深化を図るために、家庭・働く場・地域などにおけるあらゆる機会をとらえて、より一層、積極的な広報・啓発を推進します。

※社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的性別」ジェンダー／gender）と呼ぶ。

国民年金だより

第3号被保険者について

第3号被保険者とは、第2号被保険者（厚生年金または共済組合に加入している人）に扶養されている配偶者のことをいいます。この場合の「第2号被保険者」と65歳未満の人です。つまり、妻を第3号被保険者にできるのは夫が65歳になるまでとなります。

65歳以降に厚生年金に加入して働いていたとしても、老齢年金の受給権があれば第2号被保険者でなくなります。そのため、扶養する60歳未満の妻を第3号被保険者にすることができません。そうすると、60歳未満の妻は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者へと変わるため、保険料負担が発生します。もし、5年間保険料を払わなかったとしたら、65歳からの老齢基礎年金は10万円近い減額になってしまいますので、5歳以上年下の妻がいる夫は、妻の保険料負担を考えておく必要があります。

